



群労基発 0402 第 7 号
令和 2 年 4 月 2 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
群馬県支部長 殿

群馬労働局労働基準部長



貨物自動車の過積載の防止について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

貨物自動車の過積載は、当該貨物自動車の制動性能を低下させる等、貨物自動車の交通事故の原因の一つとなっており、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 151 条の 66 に基づき、最大積載量を超えて使用しないよう、陸運事業者に指導を行うとともに、平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号「交通労働災害防止ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、陸運事業者のみならず荷主や元請事業者に対しても、過積載を行わせることのないよう配慮をお願いしているところです。

つきましては、貨物自動車の過積載防止について、春の全国交通安全運動（4 月 6 日～15 日）等の際、傘下会員事業者に対して、法令順守の指導の一層の徹底を図るとともに、ガイドラインに示す過積載の防止について周知・指導を図るようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

